



令和7年11月7日
四国運輸局海上安全環境部

船員法等関係法令違反船舶所有者の公表について

国土交通省では、船員の労働条件、労働環境の適正な整備ならびに船舶の航海の安全の確保等を図るため、船員法等の関係法令に違反した船舶所有者の公表基準を設定し、災害等の防止や注意喚起、法令の遵守および航海の安全の確保等に対する警鐘とすることを目的とし、四半期ごとに公表を行っております。

令和7年度第2／四半期において、四国運輸局管内で船員法等の違反に関する累計ポイントが一定以上に達した船舶所有者があったため、別紙のとおり、四国運輸局のホームページへ掲載し、公表を行います。

1. 公表期間 : 令和7年11月7日(金) から6ヶ月間

2. 公表内容 : 別紙のとおり

3. 公表対象となる船舶所有者

- ① 船員法第101条第1項に基づく「是正命令」に従わない船舶の船員法上の船舶所有者
- ② 船員法等に違反し、累計ポイント(ポイント継続期間は最長2年間)が120ポイント以上となった船舶あるいは事業場の船員法上の船舶所有者
- ③ その他、公表が必要と認められる船員法上の船舶所有者

【問い合わせ先】

四国運輸局海上安全環境部運航労務監理官 川西、山崎

TEL:087-802-6830 FAX:087-802-6835

【配布先】四国交通記者クラブ

(別紙)

船員法等関連法令違反船舶所有者(令和7年度第2／四半期(令和7年7月～9月分))

公表年月日	船 名	船 種 又は 業 種	船舶所有者名	所 在 地	処分を行った日 又は公表ポイント となった日	行政処分を行っ た主な理由	行政処分内容等 (条項等)	備考
令和7年 11月7日	—	海上運送事業	オーシャントランス株式会社 (法人番号：3290801005174)	徳島県 徳島市	令和7年9月24日	労働時間の限度 及び割増手当の 支払い等に関する 違反事実を確認 したため。	戒告 (船員法第65 条の2、第66条 等)	事業場

※公表理由：船員法等の違反に対する累積ポイントが120ポイント以上となったため。

なお、各違反に対する個別のポイントは公表していません。